

令03原機(ふ)214  
令和3年9月3日

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1  
氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

## 定期事業者検査報告書 (定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の規定に基づく新型転換炉原型炉ふげんの発電用原子炉施設の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第3項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (1) 名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
  - (2) 住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
  - (3) 代表者の氏名 : 理事長 児玉 敏雄
2. 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
  - (1) 名 称 : 新型転換炉原型炉ふげん
  - (2) 所 在 地 : 福井県敦賀市明神町 3 番地
3. 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号  
新型転換炉原型炉施設廃止措置計画変更認可申請書に定める以下の性能維持施設
  - (1) 原子炉施設の一般構造
  - (2) 原子炉本体
  - (3) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (5) 放射線管理施設
- (6) 原子炉格納施設
- (7) その他原子炉の附属施設
- (8) 主要な施設

#### 4. 検査の実績又は予定の概要

##### (1) 検査の実績

検査の実績は、定期事業者検査が終了したときに報告する。なお、当該検査の開始までに先行して実施した検査はない。

##### (2) 予定の概要

検査予定は、添付書類 別紙-1「定期事業者検査予定一覧」のとおり。なお、定期事業者検査期間中に維持期間が終了し維持不要となった設備又は機能については、定期事業者検査の対象から除外する。

以 上

1. 定期事業者検査の計画

(1) 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査は、次の期間で実施する。各検査予定日は、別紙－1「定期事業者検査予定一覧」のとおり。

自 令和 3年 10月 4日

至 令和 4年 3月 24日

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

新型転換炉原型炉原型炉ふげんは、別紙－3「性能維持施設に係る点検計画」に定める点検頻度に基づき定期事業者検査を実施する。当該計画に基づき定期事業者検査では、別紙－1「定期事業者検査予定一覧」に示す検査項目を実施する。

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

検査要領書の制定・改訂手続きの効率化及び記録作成の省力化の観点より、各施設に要求される機能及び性能の確認に影響を与えない範囲で、検査要領書の統合及び検査項目の合理化を図る。整理後の検査項目は、別紙－2「第2回定期事業者検査項目と第1回定期事業者検査項目との比較表」のとおり。

2. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）

第76条第1項第3号の規定により該当なし。

### 3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

#### (1) 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。）及び期間

施設管理実施計画の始期は、第2回定期事業者検査開始日から第3回定期事業者検査開始日の前日までの期間とする。

#### (2) 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

イ. 液体廃棄物の廃棄設備のうち、床ドレン処理系における床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系における廃液収集ポンプ並びに核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備におけるプール水冷却浄化系循環ポンプの冷却方式の更新

##### (イ) 工事概要

本工事は、除熱機能を有する原子炉補機冷却系の高経年化や熱負荷の減少を踏まえ、信頼性の向上を図るために、原子炉補機冷却系の負荷である液体廃棄物の廃棄設備のうち、床ドレン処理系における床ドレン収集ポンプ及び機器ドレン処理系における廃液収集ポンプ並びに核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備におけるプール水冷却浄化系循環ポンプについて、冷凍機及び循環ポンプを内蔵した個別の冷却水循環装置による冷却方式に更新する。

##### (ロ) 工事予定時期

本定期事業者検査期間中

#### (3) 発電用原子炉施設の点検及び検査（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別紙ー3「性能維持施設に係る点検計画」のとおり。

(4) 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

なし

4. 規則第 52 条第 2 項に規定する判定方法に関すること（一定の期間を含む。）

点検等の方法に記載される時間基準保全の方式としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。そのため、点検等の実施頻度を踏まえて定期事業者検査の「一定の期間」を「13 月」として設定する。なお、各検査方法、実施頻度については、別紙－3「性能維持施設に係る点検計画」のとおり。

5. 前回の定期事業者検査において提出した前 3 号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

なし

6. 前回の定期事業者検査において提出した第 2 号又は第 3 号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

なし

7. 前回の定期事業者検査において提出した第 4 号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、規則第 52 条第 3 項各号に掲げる事項について記載した書類

なし

## 定期事業者検査予定一覧

番号	施設区分	設備等の区分	定期事業者検査名	検査予定日
1	の原子炉施設 一般構造	その他の主要な構造	建屋・構築物等外観検査	令和3年10月4日、10月14日
	原子炉本体	放射線遮蔽体		
	原子炉格納施設	構造		
2	核燃料物質の貯蔵施設及び核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備機能検査	令和3年12月16日、令和4年3月23日
3		核燃料物質	核燃料物質取扱設備外観検査	令和3年12月16日
4		核燃料物質貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備貯蔵能力確認検査	令和4年3月23日
5		核燃料物質	核燃料物質貯蔵設備機能検査	令和4年3月17日
6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の施設	排気筒外観検査	令和3年10月14日、10月21日
7		液体廃棄物の設備	液体廃棄物処理設備貯蔵能力確認検査	令和4年1月27日、3月16日
8			液体廃棄物処理設備外観検査	令和3年10月28日、令和4年1月27日
9			液体廃棄物処理設備機能検査	令和4年1月27日、3月16日
10		固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物処理設備貯蔵能力確認検査	令和4年3月2日
11			雑固体廃棄物焼却設備機能検査	令和4年2月3日
12			アスファルト固化装置機能検査	令和3年11月11日
13	固体廃棄物貯蔵庫貯蔵能力確認検査		令和3年10月14日	

番号	施設区分	設備等の区分	定期事業者検査名	検査予定日
14	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	プロセスモニタ機能検査	令和3年11月18日、令和4年2月24日
15			エリアモニタ機能検査	令和3年11月25日、令和4年3月17日
16			分析用放射線測定装置性能検査	令和4年1月24日
17			携帯用及び半固定放射線検出器性能検査	令和4年2月8日、2月15日、2月22日
18			プロセスモニタ機能検査 (燃料貯蔵プール建屋換気系)	令和3年12月2日
19		屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ機能検査	令和3年12月1日、12月9日
20			放水槽モニタ機能検査	令和3年12月2日
21			気象観測設備機能検査	令和3年11月11日
22			固定モニタリング設備(モニタリングポスト)機能検査	令和3年12月1日
23			車載放射線測定器機能検査	令和3年12月13日
24	その他原子炉の附属施設	機原冷子却炉系補	原子炉補機冷却系機能検査	令和4年2月3日
25		海水系	原子炉補機冷却海水系機能検査	令和4年3月17日
26		換気設備	換気設備機能検査	令和3年12月23日、令和4年1月13日、2月24日、3月3日、3月10日、3月17日
27		—	非常用照明設備外観検査	令和3年10月28日
28		非常用電源設備	受電系統(275kV、77kV)外観検査	令和3年10月28日
29			ディーゼル発電機機能検査	令和4年2月24日
30	蓄電池機能検査		令和4年2月24日	
31	主要な施設	発電所補助	消火設備機能検査	令和4年3月18日
32			圧縮空気系設備機能検査	令和4年3月18日
33		—	クレーン設備機能検査	令和4年3月10日

第2回定期事業者検査項目と第1回定期事業者検査項目との比較表

第1回 定期事業者検査		第2回 定期事業者検査	
番号	第1回 定期事業者検査名	番号	第2回 定期事業者検査名
1	原子炉建屋外観検査	1	建屋・構築物等外観検査
2	原子炉補助建屋外観検査		
3	タービン建屋外観検査		
4	燃料貯蔵プール建屋外観検査		
5	廃棄物処理建屋外観検査		
6	鉄水遮へい体外観検査		
7	外周壁(生体遮へい体)外観検査		
8	原子炉建屋外壁外観検査		
130	原子炉格納容器外観検査		
131	外周コンクリート壁外観検査		
9	燃料移送機系統運転性能検査	2	核燃料物質取扱設備機能検査
10	キャスク取扱クレーン系統運転性能検査	3	核燃料物質取扱設備外観検査
11	キャスク取扱装置(キャスク洗浄室)外観検査	4	核燃料物質貯蔵設備貯蔵能力確認検査
12	使用済燃料貯蔵プール貯蔵能力確認検査	5	核燃料物質貯蔵設備機能検査
13	貯蔵ラック(使用済燃料貯蔵ラック)貯蔵能力確認検査	6	排気筒外観検査
14	プール水冷却浄化系系統運転性能検査		
15	主排気筒外観検査		
16	廃棄物処理建屋排気筒外観検査		
19	床ドレン収集タンク貯蔵能力確認検査		
20	床ドレンサンプルタンク貯蔵能力確認検査		
21	廃液中和タンクA貯蔵能力確認検査		
22	廃液中和タンクB貯蔵能力確認検査		
17	廃液収集タンク貯蔵能力確認検査		
18	廃液サージタンク貯蔵能力確認検査		
31	廃液サンプルタンクA貯蔵能力確認検査		
32	廃液サンプルタンクB貯蔵能力確認検査		
33	汚濁水タンク貯蔵能力確認検査		
34	上澄水タンク貯蔵能力確認検査		
35	洗濯廃液タンク貯蔵能力確認検査		
36	洗濯廃液サンプルタンクA貯蔵能力確認検査		
37	洗濯廃液サンプルタンクB貯蔵能力確認検査		
45	ろ過装置(洗濯廃液フィルタ)外観検査	7	液体廃棄物処理設備貯蔵能力確認検査
49	復水器冷却水放水路外観検査		
		8	液体廃棄物処理設備外観検査



第2回定期事業者検査項目と第1回定期事業者検査項目との比較表

第1回 定期事業者検査		第2回 定期事業者検査	
番号	第1回 定期事業者検査名	番号	第2回 定期事業者検査名
25	床ドレン収集タンク動作状況確認検査	9	液体廃棄物処理設備機能検査
26	床ドレンサンプルタンク動作状況確認検査		
27	廃液中和タンクA動作状況確認検査		
28	廃液中和タンクB動作状況確認検査		
23	廃液収集タンク動作状況確認検査		
24	廃液サージタンク動作状況確認検査		
38	廃液サンプルタンクA動作状況確認検査		
39	廃液サンプルタンクB動作状況確認検査		
40	汚濁水タンク警報検査		
41	上澄水タンク警報検査		
42	洗濯廃液タンク動作状況確認検査		
43	洗濯廃液サンプルタンクA動作状況確認検査		
44	洗濯廃液サンプルタンクB動作状況確認検査		
46	脱塩装置(廃液脱塩器)・ろ過装置(廃液フィルタ)系統運転性能検査		
29	蒸発濃縮装置(蒸発濃縮器)A動作状況確認検査		
30	蒸発濃縮装置(蒸発濃縮器)B動作状況確認検査		
47	蒸発濃縮装置(蒸発濃縮器)A系統運転性能検査		
48	蒸発濃縮装置(蒸発濃縮器)B系統運転性能検査		
50	漏えい検出装置(流体状の放射性廃棄物の漏えい検出装置及び警報装置)動作状況確認検査		
51	粒状廃樹脂貯蔵タンクA貯蔵能力確認検査		
52	粒状廃樹脂貯蔵タンクB貯蔵能力確認検査		
53	粒状廃樹脂貯蔵タンクC貯蔵能力確認検査		
54	粒状廃樹脂貯蔵タンクD貯蔵能力確認検査		
55	粒状廃樹脂貯蔵タンクE貯蔵能力確認検査		
56	粒状廃樹脂貯蔵タンクF貯蔵能力確認検査		
57	粒状廃樹脂貯蔵タンクG貯蔵能力確認検査		
58	粉末廃樹脂貯蔵タンク貯蔵能力確認検査		
59	粉末廃樹脂貯蔵タンクB貯蔵能力確認検査		
60	フィルタスラッジ貯蔵タンクA貯蔵能力確認検査		
61	フィルタスラッジ貯蔵タンクB貯蔵能力確認検査		
62	雑固体廃棄物焼却設備処理能力確認検査	11	雑固体廃棄物焼却設備機能検査
63	アスファルト固化装置処理能力確認検査	12	アスファルト固化装置機能検査
64	第1固体廃棄物貯蔵庫貯蔵能力確認検査	13	固体廃棄物貯蔵庫貯蔵能力確認検査
65	第2固体廃棄物貯蔵庫貯蔵能力確認検査		

第2回定期事業者検査項目と第1回定期事業者検査項目との比較表

第1回 定期事業者検査		第2回 定期事業者検査			
番号	第1回 定期事業者検査名	番号	第2回 定期事業者検査名		
66	原子炉補機冷却水モニタB線源校正検査	14	プロセスモニタ機能検査		
67	原子炉補機冷却水モニタB設定値確認検査				
68	原子炉建屋換気系ダストモニタ線源校正検査				
69	原子炉建屋換気系ダストモニタ設定値確認検査				
70	原子炉補助建屋換気系ダストモニタ線源校正検査				
71	原子炉補助建屋換気系ダストモニタ設定値確認検査				
72	タービン建屋換気系ダストモニタ線源校正検査				
73	タービン建屋換気系ダストモニタ設定値確認検査				
74	廃棄物処理建屋設備室換気系ダストモニタ線源校正検査				
75	廃棄物処理建屋設備室換気系ダストモニタ設定値確認検査				
76	廃棄物処理系統換気系ダストモニタ線源校正検査				
77	廃棄物処理系統換気系ダストモニタ設定値確認検査				
78	復水脱塩装置室エリアモニタ線源校正検査			15	エリアモニタ機能検査
79	復水脱塩装置室エリアモニタ設定値確認検査				
80	廃棄物処理建屋制御室エリアモニタ線源校正検査				
81	廃棄物処理建屋制御室エリアモニタ設定値確認検査				
82	パーソナルエアロック付近エリアモニタ線源校正検査				
83	パーソナルエアロック付近エリアモニタ設定値確認検査				
84	タービン発電機運転床エリアモニタ線源校正検査				
85	タービン発電機運転床エリアモニタ設定値確認検査				
86	廃棄物処理室1F(アスファルト固化装置付近)エリアモニタ線源校正検査				
87	廃棄物処理室1F(アスファルト固化装置付近)エリアモニタ設定値確認検査				
88	燃料貯蔵プール室エリアモニタ線源校正検査				
89	燃料貯蔵プール室エリアモニタ設定値確認検査・警報確認検査				
90	燃料貯蔵プール室エリアモニタ作動検査				
91	原子炉補機室2F(プール水冷却浄化系熱交換器付近)エリアモニタ線源校正検査				
92	原子炉補機室2F(プール水冷却浄化系熱交換器付近)エリアモニタ設定値確認検査				
93	中央制御室エリアモニタ線源校正検査				
94	中央制御室エリアモニタ設定値確認検査				
95	原子炉補助建屋トリチウムモニタ線源校正検査				
96	原子炉補助建屋トリチウムモニタ設定値確認検査				
97	原子炉補助建屋トリチウムモニタインターロック検査				
98	原子炉建屋トリチウムモニタ線源校正検査				
99	原子炉建屋トリチウムモニタ設定値確認検査				

第2回定期事業者検査項目と第1回定期事業者検査項目との比較表

第1回 定期事業者検査		第2回 定期事業者検査	
番号	第1回 定期事業者検査名	番号	第2回 定期事業者検査名
100	分析用放射線測定装置線源校正検査	16	分析用放射線測定装置性能検査
101	携帯用及び半固定放射線検出器線源校正検査	17	携帯用及び半固定放射線検出器性能検査
102	燃料貯蔵プール建屋換気系ダストモニタ線源校正検査	18	プロセスモニタ機能検査(燃料貯蔵プール建屋換気系)
103	燃料貯蔵プール建屋換気系ダストモニタ設定値確認検査・警報確認検査		
104	燃料貯蔵プール建屋換気系ダストモニタ作動検査		
105	燃料貯蔵プール建屋換気系ガスモニタ線源校正検査		
106	燃料貯蔵プール建屋換気系ガスモニタ設定値確認検査・警報確認検査		
107	燃料貯蔵プール建屋換気系ガスモニタ動作状況確認検査		
108	燃料貯蔵プール建屋換気系ガスモニタ作動検査		
109	主排気筒ガスモニタA線源校正検査		
110	主排気筒ガスモニタA設定値確認検査・警報確認検査		
111	主排気筒ガスモニタA作動検査		
112	主排気筒ダストモニタB線源校正検査		
113	主排気筒ダストモニタB設定値確認検査・警報確認検査		
114	主排気筒ダストモニタB作動検査		
115	主排気筒トリチウムモニタA線源校正検査		
116	主排気筒トリチウムモニタA設定値確認検査・警報確認検査		
117	主排気筒トリチウムモニタA作動検査		
118	廃棄物処理建屋排気筒ダストモニタ線源校正検査		
119	廃棄物処理建屋排気筒ダストモニタ設定値確認検査	20	放水槽モニタ機能検査
120	廃棄物処理建屋排気筒トリチウムモニタ線源校正検査		
121	廃棄物処理建屋排気筒トリチウムモニタ設定値確認検査	21	気象観測設備機能検査
122	放水槽モニタ線源校正検査		
123	放水槽モニタ設定値確認検査	22	固定モニタリング設備(モニタリングポスト)機能検査
124	気象観測設備機能検査		
125	固定モニタリング設備(モニタリングポスト)線源校正検査		
126	固定モニタリング設備(モニタリングポスト)設定値確認検査		
127	固定モニタリング設備(モニタリングポスト)動作状況確認検査		

第2回定期事業者検査項目と第1回定期事業者検査項目との比較表

第1回 定期事業者検査		第2回 定期事業者検査	
番号	第1回 定期事業者検査名	番号	第2回 定期事業者検査名
128	車載放射線測定器線源校正検査	23	車載放射線測定器機能検査
129	車載放射線測定器設定値確認検査		
132	原子炉補機冷却水ポンプB外観検査	24	原子炉補機冷却系機能検査
133	原子炉補機冷却水ポンプB機能検査		
134	原子炉補機冷却熱交換器B外観検査		
135	原子炉補機冷却熱交換器B機能検査		
136	原子炉補機冷却海水ポンプA外観検査	25	原子炉補機冷却海水系機能検査
137	原子炉補機冷却海水ポンプA機能検査		
138	原子炉補機冷却海水ポンプB外観検査		
139	原子炉補機冷却海水ポンプB機能検査		
140	原子炉建屋換気系外観検査	26	換気設備機能検査
141	原子炉建屋換気系機能検査		
142	原子炉補助系統換気系外観検査		
143	原子炉補助系統換気系機能検査		
144	原子炉補助系統換気系(重水系及びヘリウム系各室)負圧検査		
145	廃棄物処理系統換気系外観検査		
146	廃棄物処理系統換気系機能検査		
147	中央制御室換気系外観検査		
148	中央制御室換気系機能検査		
149	保物室換気系外観検査		
150	保物室換気系機能検査		
151	タービン建屋換気系外観検査		
152	タービン建屋換気系機能検査		
153	燃料貯蔵プール建屋換気系外観検査		
154	燃料貯蔵プール建屋換気系機能検査		
155	燃料貯蔵プール建屋換気系系統運転性能検査(負圧検査)		
156	燃料貯蔵プール建屋換気系系統運転性能検査(換気系弁作動検査)		
157	廃棄物処理建屋設備室換気系外観検査		
158	廃棄物処理建屋設備室換気系機能検査		
159	廃棄物処理建屋制御室換気系外観検査		
160	廃棄物処理建屋制御室換気系機能検査		
161	非常用ガス処理系外観検査		
162	非常用ガス処理系機能検査		

第2回定期事業者検査項目と第1回定期事業者検査項目との比較表

第1回 定期事業者検査		第2回 定期事業者検査	
番号	第1回 定期事業者検査名	番号	第2回 定期事業者検査名
171	非常用照明設備外観検査	27	非常用照明設備外観検査
163	受電系統(275kV、77kV)外観検査	28	受電系統(275kV、77kV)外観検査
164	ディーゼル発電機系統性能検査	29	ディーゼル発電機機能検査
165	蓄電池系統性能検査	30	蓄電池機能検査
166	消火設備機能検査	31	消火設備機能検査
167	圧縮空気系設備外観検査	32	圧縮空気系設備機能検査
168	圧縮空気系設備機能検査		
169	クレーン設備外観検査	33	クレーン設備機能検査
170	クレーン設備性能検査		

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		定期事業者検査予定一覧 (別紙-1)番号	設備, 維持台数, 構造等	要求される機能	性能	点検計画		
								機能維持の方法	頻度	
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉建屋	—	1	地下2階・地上5階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能	・放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉補助建屋	—	1	地下2階・地上3階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		タービン建屋	—	1	地下2階・地上1階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		燃料貯蔵プール建屋	—	1	地下2階・地上2階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		廃棄物処理建屋	—	1	地下1階・地上3階 鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 拡散防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
原子炉本体	放射線遮へい体	鉄水遮へい体	—	1	側部及び上下部遮へい体からなる炭素鋼製の溶接構造タンク	遮へい機能	・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		外周壁(生体遮へい体)	—	1	鉄筋コンクリート造	遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		原子炉建屋外壁	—	1	鉄筋コンクリート造	漏えい防止機能 遮へい機能		・放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置	燃料移送機	2	燃料移送機 ・基数:1基	移送機能	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能, プレーキが正常に動作すること ・燃料移送機については, グリッパ電源が喪失した場合においても, 停止した位置で模擬燃料が保持されること	燃料移送機の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		キャスク取扱装置	—	3	キャスク洗浄室	拡散防止機能		・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
			—	2	キャスク取扱クレーン ・基数:1基	吊上げ・運搬機能		・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能, プレーキが正常に動作すること	クレーンの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	—	4	貯蔵ラック ・基数:1基	貯蔵機能 未臨界維持機能	・貯蔵能力に影響を与える著しい破損, 著しい変形がないこと	外観点検により機能を維持する	1年に1回	
			—	4	使用済燃料貯蔵プール ・基数:1基	貯蔵機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回	
		プール水冷却浄化系	—	5	循環ポンプ ・台数:1台 ろ過脱塩器 ・基数:1台	浄化機能	・プール水冷却循環ポンプ出口流量が基準値を満足し安定しており, 各部の運転状態に異常がないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		定期事業者検査予定一覧 (別紙-1)番号	設備, 維持台数, 構造等	要求される機能	性能	点検計画				
								機能維持の方法	頻度			
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	主排気筒	6	・基数: 1基	放出低減機能	・排気口の機能を損なうような亀裂, 変形等有意な欠陥がないこと	外観点検により機能を維持する	1年に1回			
			廃棄物処理建屋排気筒	6	・基数: 1基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回			
	機器ドレン処理系	—	機器ドレン処理系	—	7	廃液収集タンク ・基数: 1基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
				—	9	廃液サージタンク ・基数: 1基	漏えい防止機能		・警報及びインターロックが正常に動作すること	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
			—	—	7	汚濁水タンク ・基数: 1基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
				—	9	上澄水タンク ・基数: 1基	漏えい防止機能		・警報及びインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
			—	—	7	廃液サンプルタンク ・基数: 2基	貯蔵機能 放出低減機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
				—	9	—	漏えい防止機能		・警報及びインターロックが正常に動作すること	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
			—	—	9	ろ過装置 ・基数: 1基	放出低減機能	・処理能力が基準値以上であること ・系統からの著しい漏洩がないこと	装置への通水状態の確認により機能を維持する	1年に1回		
				—	9	脱塩装置 ・基数: 1基						
			床ドレン処理系	—	床ドレン処理系	—	7	床ドレン収集タンク ・基数: 1基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
						—	9	—	漏えい防止機能		・警報及びインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する
					—	—	7	床ドレンサンプルタンク ・基数: 1基	貯蔵機能 放出低減機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
						—	9	—	漏えい防止機能		・警報及びインターロックが正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する
	再生廃液処理系	—	再生廃液処理系	—	7	廃液中和タンク ・基数: 2基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
				—	9	—	漏えい防止機能		・警報及びインターロックが正常に動作すること	警報及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
			—	9	蒸発濃縮装置 ・基数: 2基	放出低減機能	・処理能力が基準値以上であること ・系統からの著しい漏洩がないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回			

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		定期事業者検査予定一覧 (別紙-1)番号	設備, 維持台数, 構造等	要求される機能	性能	点検計画	
								機能維持の方法	頻度
放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗濯廃液処理系	—	7	洗濯廃液タンク ・基数:1基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
				9		漏えい防止機能			
				7	洗濯廃液サンプルタンク ・基数:2基	貯蔵機能 放出低減機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
				9		漏えい防止機能			
		7	ろ過装置 ・基数:1基	放出低減機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
		復水器冷却水放水路	—	8	復水器冷却水放水路 ・基数:一式	放出低減機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
	流体状の放射性廃棄物の漏えい検出装置及び警報装置	—	9	漏えい検出装置 ・基数:一式	漏えいの早期検出機能	・警報が正常に動作すること	警報の動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済イオン交換樹脂貯蔵タンク	粒状廃樹脂貯蔵タンク	10	粒状廃樹脂貯蔵タンク ・基数:7基	貯蔵機能	・著しい漏洩又はその形跡がなく, 亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
			粉末廃樹脂貯蔵タンク	10	粉末廃樹脂貯蔵タンク ・基数:2基	貯蔵機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
		フィルタスラッジ貯蔵タンク	—	10	フィルタスラッジ貯蔵タンク ・基数:2基	貯蔵機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
		雑固体廃棄物焼却設備	—	11	雑固体廃棄物焼却設備 ・基数:1基	減容機能	・運転状態に異常がないこと	設備の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
		アスファルト固化装置	—	12	アスファルト固化装置 ・基数:1基	固化機能	・運転状態に異常がないこと	装置の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
		固体廃棄物貯蔵庫	第1固体廃棄物貯蔵庫	13	第1固体廃棄物貯蔵庫 ・基数:1棟	貯蔵機能 遮へい機能	・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
			第2固体廃棄物貯蔵庫	13	第2固体廃棄物貯蔵庫 ・基数:1棟	貯蔵機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
放射線管理施設		屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	プロセスモニタ	14	原子炉補機冷却水モニタ ・基数:1台	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し, 警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する
	14				換気系モニタ ・基数:ダストモニタ 6台	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し, 警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回
	18								



性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		定期事業者検査予定一覧 (別紙-1)番号	設備, 維持台数, 構造等	要求される機能	性能	点検計画		
								機能維持の方法	頻度	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備	エリアモニタ	15	γ線エリアモニタ ・基数:8台	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し, 警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
				15	トリチウムモニタ ・基数:2台	監視機能		点検・校正, 警報動作状態及びインターロックの動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
				分析用放射線測定装置	16	測定用機器 ・基数:一式	測定機能	・放射性物質の濃度等を測定できる状態であること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回
				携帯用及び半固定放射線検出器	17	放射線測定器 ・基数:一式	測定機能		点検・校正により機能を維持する	1年に1回
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	—	19	ガスモニタ ・基数:1台	監視機能	・警報動作が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し, 警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
				19	ダストモニタ ・基数:1台 トリチウムモニタ ・基数:1台	監視機能				
		廃棄物処理建屋排気筒モニタ	—	19	ダストモニタ ・基数:1台 トリチウムモニタ ・基数:1台	監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		復水器冷却水放水路の放水槽モニタ	—	20	放水槽モニタ ・基数:1台	監視機能	・放射性物質の濃度を測定できる状態であること ・警報設定値において警報が発信する状態であること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		気象観測設備(ただし, 日本原子力発電株式会社敦賀発電所兼用のものを除く)	—	21	気象観測装置記録計 ・基数:1台	監視機能	・気象観測データが記録できること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	
		固定モニタリング設備(ただし, 日本原子力発電株式会社敦賀発電所兼用のものを除く)	—	22	モニタリングポスト ・基数:1台	監視機能	・警報動作値が警報設定値及びその誤差範囲内で発生し, 警報が正常に動作すること	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
		放射能観測車(無線装置付)	—	23	車載放射線測定器 ・基数:一式	監視機能	・発電所周辺地域の環境モニタリングを行えること	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	
	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	—	1	上下部鏡付き円筒型鋼板製 ・基数:1基	漏えい防止機能 遮へい機能	・放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回
			外周コンクリート壁	—	1	鉄筋コンクリート造 ・基数:1基	漏えい防止機能 遮へい機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
その他原子炉の附属施設	原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却水ポンプ	—	24	原子炉補機冷却熱交換器 ・基数:1基 原子炉補機冷却水ポンプ ・基数:1台	除熱機能	・運転量が基準値を満足し, 各部の運転状態に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
	海水系	原子炉補機冷却系海水ポンプ	—	25	原子炉補機冷却海水ポンプ ・基数:1台	除熱機能	・運転量が基準値を満足し, 各部の運転状態に異常のないこと	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
				25	原子炉補機冷却海水ポンプ ・基数:1台	希釈放出機能		系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		定期事業者検査予定一覧 (別紙-1)番号	設備, 維持台数, 構造等	要求される機能	性能	点検計画	
								機能維持の方法	頻度
その他原子炉の 附属施設	換気設備	原子炉建屋換気系	—	26	送風機 ・基数: 2台 排風機 ・基数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					フィルタユニット ・基数: 1基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
		原子炉補助系統換気系	—	26	送風機 ・基数: 2台 排風機 ・基数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン, 排気ファン及びブロア等の運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					フィルタユニット ・基数: 2基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
					重水系及びヘリウム系各室 (原子炉補助建屋内)	拡散防止機能		送風機・排風機の運転状態における負圧確認により機能を維持する	1年に1回
			非常用ガス処理系	26	ブロア ・基数: 1台 吸着塔 ・基数: 2基	放出低減機能		系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
		収集タンク ・基数: 1基			貯蔵機能 放出低減機能	外観点検により機能を維持する	1年に1回		
		廃棄物処理系統換気系	—	26	送風機 ・基数: 1台 排風機 ・基数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					フィルタユニット ・基数: 2基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
		中央制御室換気系	—	26	循環送風機 ・基数: 2台 給湯室排風機 ・基数: 1台	空気浄化機能		循環送風機・給湯室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
		保物室換気系	—	26	送風機 ・基数: 1台 排風機 ・基数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					フィルタユニット ・基数: 1基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
		タービン建屋換気系	—	26	送風機 ・基数: 2台 排風機 ・基数: 2台 補助ボイラ室用排風機 ・基数: 1台	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機・補助ボイラ室用排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					フィルタユニット ・基数: 1基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回
		燃料貯蔵プール建屋換気系	—	26	送風機 ・基数: 1台 排風機 ・基数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回
					フィルタユニット ・基数: 2基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する	1年に1回

性能維持施設に係る点検計画

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称		定期事業者検査予定一覧 (別紙-1)番号	設備, 維持台数, 構造等	要求される機能	性能	点検計画		
								機能維持の方法	頻度	
その他原子炉の 附属施設	換気設備	廃棄物処理建屋設備室 換気系	—	26	送風機 ・台数: 2台 貯蔵室排風機 ・台数: 2台 焼却室排風機 ・台数: 2台	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排風機・焼却室排風機の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
			—		フィルタユニット ・基数: 2基	放出低減機能		外観点検により機能を維持する		
		廃棄物処理建屋制御室 換気系	—	26	非管理区域空調機(循環ファン) ・台数: 1台 非管理区域排風機 ・台数: 1台	空気浄化機能		非管理区域空調機・非管理区域排風機の運転状態の確認により機能を維持する		
	非常用電源設備	受電系統	275kV	28	開閉所母線 ・母線数: 2 起動変圧器 ・基数: 1	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	充電状態の確認により機能を維持する (電気工作物保安規程に基づく点検により機能を維持する)		
			77kV		開閉所母線 ・母線数: 1 予備変圧器 ・基数: 1	電源供給機能		充電状態の確認により機能を維持する (電気工作物保安規程に基づく点検により機能を維持する)		
		ディーゼル発電機	—	29	ディーゼル発電機 ・基数: 1基	電源供給機能	・手動起動操作により, ディーゼル発電機が起動すること ・ディーゼル発電機起動後, ディーゼル発電機遮断器が投入されること ・ディーゼル発電機の運転状態に異常がなく, 必要な補機に対し電源を供給できること	手動にてディーゼル起動後, 電源を供給できることの確認により機能を維持する	1年に1回	
		蓄電池	所内用	30	蓄電池 一式 ・基数: 2基	電源供給機能	・交流電源喪失時, 蓄電池側に正常に切り替わること	通常時, 停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
	—	非常用照明設備	—	27	非常用照明 ・基数: 一式	照明機能	・商業電源が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	
	主要な施設	発電所補助系設備	消火設備	—	31	自動火災報知設備 ・基数: 一式	報知機能	・早期の消火を行えること	消防法に基づく点検により機能を維持する	
				水消火設備 ・基数: 一式		消火機能				
泡消火設備 ・基数: 一式				消火機能						
不活性ガス消火設備 (炭酸ガス消火設備) ・基数: 一式				消火機能						
可搬式消火器 ・基数: 一式				初期消火機能						
圧縮空気系設備	—	32	空気圧縮機 ・基数: 一式	圧縮空気の供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回			
—	クレーン設備	—	33	クレーン設備 ・基数: 一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能, ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づく点検により機能を維持する			